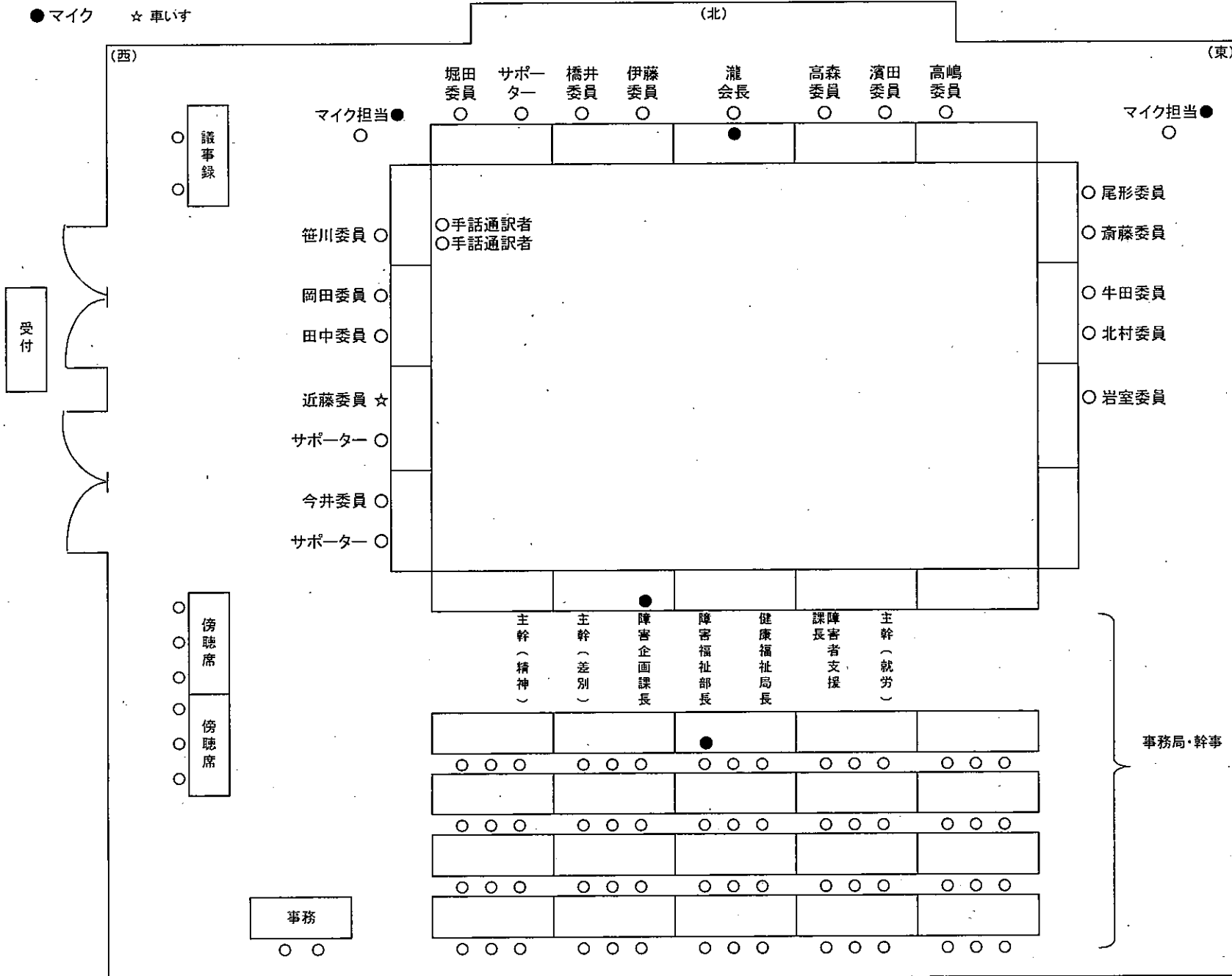


## 障害者施策推進協議会を傍聴する際の注意事項

- 1 ポスター、ビラ、拡声器の類を所持している者のほか、議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。
- 2 傍聴者は会議場においては、静粛を旨とするとともに、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法で公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - (3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。
  - (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。
- 3 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。但し、会長が許可した場合はこの限りでない。
- 4 傍聴者は、会が傍聴を認めないと決定した議題について審議等を行おうとする場合は、直ちに会議場から退場しなければならない。
- 5 傍聴者は、会長及び事務局の職員の指示に従わなければならない。
- 6 傍聴者がこの要項の規定に違反した場合、会長は傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。
- 7 傍聴者が前項の規定による命令または前条の指示に従わないときは、会長はその者に対して会議場からの退場を命じることができる。

第2回名古屋市障害者施策推進協議会 座席表

●マイク ☆車いす



●名古屋市障害者施策推進協議会委員

【学識経験者】

愛知淑徳大学教授

大同大学准教授

中京大学准教授

日本福祉大学准教授

弁護士

瀧 誠

樋口 恵一

伊藤 葉子

柏原 正尚

高森 裕司

【障害者福祉事業従事者等】

名古屋市身体障害者福祉連合会会長

名古屋手をつなぐ育成会副理事長

名古屋市精神障害者家族会連合会会長

愛知県重症心身障害児（者）を守る会会長

愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長

わっぱの会理事長

愛知県難病団体連合会事務局長

名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会会長

愛知県精神障がい者福祉協会副会長

名古屋市特別支援教育研究協議会会長

愛知県重度障害者団体連絡協議会事務局次長

弁護士・名古屋市視覚障害者協会会長

名身連聴覚言語障害者情報文化センター所長

名古屋手をつなぐ育成会青年の会会員

患者団体「雑草」副代表

橋井 正喜

濱田 智恵実

堀田 明

高嶋 みえ

岡田 ひろみ

斎藤 縣三

牛田 正美

北村 榮章

王子田 剛

岩室 徹

近藤 佑次

田中 伸明

笹川 純子

今井 千鶴

尾形 鏡子

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の「臨時特別給付金」を支給します。

支給額

1世帯あたり10万円（1回限り）

対象となる  
世帯  
（主な対象要件）

## 令和3年度住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において名古屋市に住民登録があり、世帯全員が令和3年度分の住民税（均等割）が非課税である世帯

※令和3年度分の住民税（均等割）が課税されている方の税法上の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。

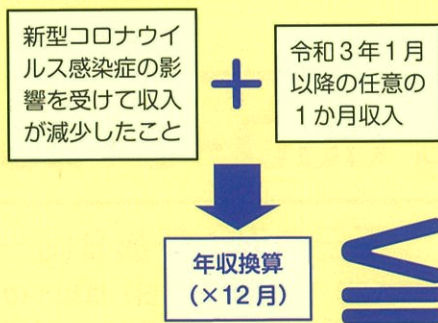
→支給手続きの方法は裏面Ⅰへ

## 家計急変世帯

申請時点において名古屋市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯

※令和3年度分の住民税（均等割）が課税されている方の税法上の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。

### 【住民税非課税相当の例】



家族構成例	非課税相当限度額 （収入額ベース）
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	156.0万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	205.7万円
障害者・寡婦・ひとり親の場合	204.3万円

※詳しくは、名古屋市臨時特別給付金コールセンターへお問い合わせください。

→支給手続きの方法は裏面Ⅱへ

受給者

世帯主の方に支給します。

原則、令和2年度特別定額給付金の際の振込口座への振込となります。

（名古屋市が口座情報を把握していない場合は、振込口座を確認書等に記入いただく必要があります。）

# 支給手続きの方法

## I 令和3年度住民税非課税世帯【受付期限：令和4年5月31日(火)】

〔市〕対象となる世帯に、名古屋市から給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付



〔支給対象世帯の方〕確認書に必要事項を記入し、郵送で提出



〔市〕審査のうえ、口座振込



## II 家計急変世帯【受付期限：令和4年9月30日(金)】

〔支給対象世帯の方〕家計が急変したことを名古屋市臨時特別給付金コールセンターに申出



〔市〕名古屋市から申請書を支給対象世帯に送付



〔支給対象世帯の方〕本人確認書類や収入額が確認できる書類等とともに、申請書を郵送で提出



〔市〕審査のうえ、口座振込

【注意】新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請するなど、不正に受給した場合は、詐欺罪に問われる可能性があります。



## ● お問い合わせ先

名古屋市臨時特別給付金 コールセンター	☎ 050-3135-3260
受付時間	平日のみ：午前9時～午後5時 ※2月7日(月)～3月6日(日)は以下のとおり時間を延長します。 平日：午前9時～午後7時30分 土日祝日：午前9時～午後5時

※電話番号のおかけ間違いのないようご注意ください。

※お問い合わせが集中し、コールセンターがつながりにくい場合があります。その場合は、お手数ですが、時間帯や日にちを変えておかけ直しいただきますようお願いします。

※FAXでのお問い合わせも受け付けています。FAX番号 052-228-2774

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

ご自宅や職場等に、市役所や区役所(支所)、または愛知県や国(の職員)等をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。



## バリアフリー基本構想の策定について。(案)

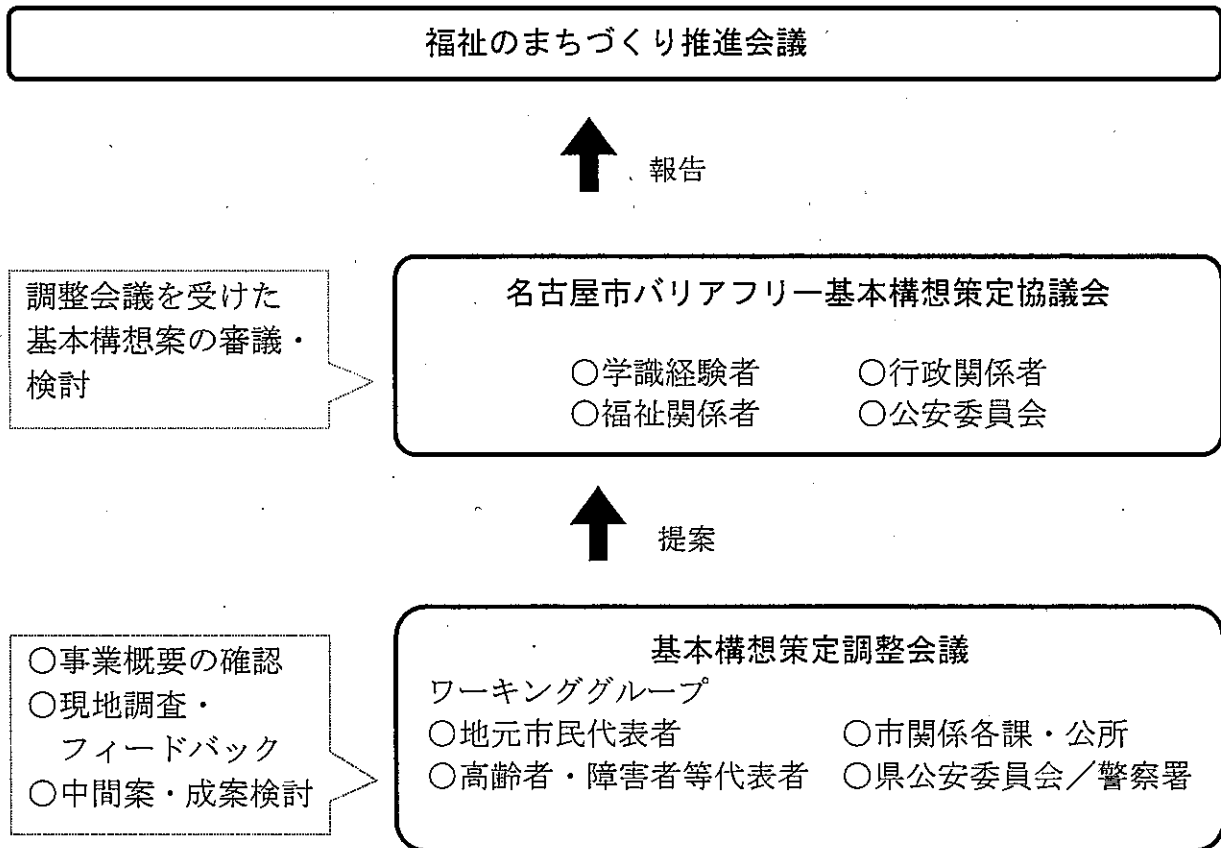
### 1 趣旨

アジア競技大会の開催に合わせて、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく、バリアフリー基本構想を策定しようとするもの。

### 2 対象地区（重点整備地区）

瑞穂公園（アジア競技大会のメイン会場）及び最寄り駅（瑞穂運動場西・瑞穂運動場東・新瑞橋駅）等

### 3 策定の流れ（予定）



### 4 策定期間（予定）

令和4年度中

## 第2回名古屋市障害者施策推進協議会

日時：令和4年3月25日（金）13時30分

場所：名古屋市公館 レセプションホール

### 【議題】

- 1 令和4年度障害福祉関係予算について 【資料1】(1頁)
- 2 名古屋市障害者基本計画（第4次）の進捗状況について 【資料2】(9頁)
- 3 名古屋市障害者基礎調査について 【資料3】(25頁)
- 4 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の改正について 【資料4】(27頁)
- 5 バリアフリー情報の発信について 【資料5】(29頁)
- 6 今後の名古屋市総合リハビリテーションセンターの役割検討に係る懇談会について 【資料6】(31頁)
- 7 障害者基幹相談支援センターの点検・評価について 【資料7】(33頁)
- 8 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について 【資料8】(53頁)
- 9 名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募について 【資料9】(57頁)

## 令和4年度障害福祉関係予算の概要

## 1 令和4年度予算額及び対前年度伸び率

区 分	2年度	3年度	4年度	
一般会計	0.3%	5.2%	4.5%	1,379,409,000 千円
健康福祉関係	2.8%	5.0%	6.1%	578,198,215 千円
健康福祉費等	2.1%	5.8%	7.5%	384,202,841 千円
子ども青少年費等	4.1%	3.5%	3.4%	193,995,374 千円
障害福祉関係	7.4%	9.8%	7.9%	110,717,997 千円

## 2 障害者自立支援制度の実施にかかる予算の推移

区 分	2年度	3年度	4年度
予算額	75,659,487 千円	83,346,084 千円	91,916,127 千円
対前年度増減額	6,647,151 千円	7,686,597 千円	8,570,043 千円
対前年度伸び率	9.6%	10.2%	10.3%

## 3 主な障害福祉関係予算

事 項	予算額 (千円)	概 要
バリアフリー情報の発信	21,232	名古屋のまちの施設や店舗等のバリアフリー情報をホームページで発信することで、名古屋に訪れる人や暮らしている人の誰もが安心して出かけられるようにするもの。
障害者差別解消の推進	53,674	法改正による事業者の合理的配慮の提供の義務化を踏まえ、条例の見直しを検討するとともに、「障害者差別相談センター」の体制強化を図る。
第7期障害福祉計画の策定調査	13,930	市内障害者の実態把握および第7期名古屋市障害福祉計画（計画期間：令和6～8年度）の策定など今後の障害保健福祉施策の基礎資料を得るために調査を実施。（令和4年10月実施）



事 項	予算額 (千円)	概 要
障害者住宅改造補助金の対象者拡大	139,689	障害者住宅改造補助金の対象者として内部障害者を追加する。
日常生活用具の給付品目の拡大	865,671	重度障害者（児）への日常生活用具の給付について、品目の追加（聴覚障害者用体温計）、給付限度額の増額（視覚障害者用時計）、対象者要件の拡大を行う。
緊急通報事業（あんしん電話）	54,470	緊急通報装置（あんしん電話）を広く利用できるものとするため、自宅に有線回線がない場合や、有線回線をあんしん電話のためのみに設けなくても導入できるよう、通信回線を搭載した機器の導入を行う。
民間鉄道駅舎 バリアフリー化 設備設置補助	293,695	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の基本方針に基づき、民間鉄道駅舎のバリアフリー化設備の設置に対して補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR名古屋駅（東海道本線下りホーム）可動式ホーム柵 令和4年度：設計 令和4～6年度：工事</li> <li>・名鉄金山駅 エレベータ2基、多機能トイレ等 令和4年度：工事</li> </ul>
重度障害者等就労支援事業	13,639	重度障害者等（重度訪問介護・同行援護・行動援護対象者）が自営業者等として働く場合の通勤や職場等における支援を本市の地域生活支援事業として新たに実施。
地域生活支援拠点事業の拡充	38,919	<p>障害者の緊急受入や地域生活移行等に向けた体験事業を行う地域生活支援拠点事業所への補助等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8→10か所</li> </ul>

事 項	予算額 (千円)	概 要
民間障害者グループホーム等の整備補助	67,840	<p>障害者の居住の場等の確保のため、障害者グループホーム等の整備について補助を行う。</p> <p>○北区如意二丁目  共同生活援助 定員 8人  短期入所 定員 2人</p> <p>○瑞穂区下坂町（地域生活支援拠点事業所）  共同生活援助 定員 6人  短期入所 定員 2人</p> <p>※令和3年度国庫不採択により再計上</p>
民間障害者グループホームのスプリンクラー等整備補助	4,234	<p>障害者の高齢化・重度化の進展により、新たにスプリンクラー設備の設置義務が生じる恐れのある障害者グループホーム等に対し、整備補助を行う。（平成26年度末までに開設した住居に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スプリンクラー設備及び消火ポンプユニット（2か所）</li> </ul>
強度行動障害者支援事業	11,788	<p>強度行動障害者に対する総合的な支援を行うため、高度な専門知識と技術を習得した強度行動障害者専門支援員の派遣や支援者養成研修等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門支援員の派遣 5名</li> <li>・養成研修 基礎研修3回、実践研修1回</li> <li>・理解促進及び事業周知（拡充）</li> </ul>
新型コロナウイルス感染防止に配慮した障害福祉サービス提供体制の確保等	28,820	<p>障害福祉サービス事業等における新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、事業を継続するために必要な支援等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス等継続支援事業</li> <li>・PCR・抗原検査に係る費用補助</li> </ul>
警察官通報等への対応体制の強化	48,939	<p>精神保健福祉法第23条の警察官通報について、休日・夜間帯における「精神科通報対応窓口（仮称）」の設置により体制の強化を図るもの（拡充分：40,552千円）</p>

事 項	予算額 (千円)	概 要
精神保健福祉センターの運営	12,672	精神保健福祉センターにおいて、相談が増えている依存症対策の充実等を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による事務事業のオンライン化に対応するための整備の実施等を行う。(拡充分：5,430千円)
自殺対策の推進	109,441	平成30年度に策定した「いのちの支援なごやプラン～自殺対策総合計画～」に基づき、高齢者の自殺防止対策やゲートキーパーの普及啓発など中長期的な視点に立った総合的な自殺対策の取組を行うとともに、第2次名古屋市自殺対策総合計画を策定するもの(拡充分：26,635千円)
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進	29,680	精神疾患等への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題がある人や家族に対してできる範囲で手助けをする「心のサポーター」の養成研修の拡充を行うとともに、保健医療型アウトリーチ支援モデル事業の2つ目の実施区域を通年化するもの(拡充分：7,089千円)

4 その他の主な関係予算

事 項	予算額 (千円)	概 要
3歳未満児の 障害児施設等利用者 負担額無償化 (子ども青少年局)	15,438	障害の早期発見、早期療育を目的として、障害のある子ども、その疑いのある子どもが支援を受けやすくするため、障害児施設等利用料の無償化対象を3歳未満児にも拡大する。
早期子ども発達支援 施策の推進 (子ども青少年局)	114,735	近年の発達障害の認知の高まりや育児環境の変化などを受けて、早期子ども発達支援のニーズが増加しているため、地域療育センターの体制等の拡充を行い、早期子ども発達支援を必要とする子どもと保護者に適切な支援を実施する体制を整える。 ・早期発達支援担当職員向け研修の本格実施等
医療的ケア児 保育支援事業 (子ども青少年局)	189,567	令和元年度から公立保育所において「医療的ケア児保育支援モデル事業」を実施してきた。その中で医療的ケア児受け入れのための課題や必要な体制等の検討ができたこと、また、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたことから、令和4年度の本格実施にあたり、医療的ケア児を受け入れる保育施設の拡充を図るとともに、医療的ケア児の受け入れを促進するための体制整備を行う。
北部地域療育センター の社会福祉法人への移 管準備 (子ども青少年局)	81,582	北部地域療育センターについて、社会福祉法人への移管を実施することとしているが、移管に伴い療育内容が大きく変化しないよう引継ぎ共同療育等を実施し、円滑な移管を行う。
新型コロナウイルス 感染防止に配慮した 障害児通所支援提供 体制の確保等 (子ども青少年局)	5,000	障害児通所支援事業所等における新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、事業を継続するために必要な支援等を実施。 ・障害児通所支援等におけるサービス等継続支援事業 ・PCR・抗原検査に係る費用補助

事 項	予算額 (千円)	概 要
重層的支援体制 整備事業 (健康福祉局 地域ケア推進課)	206,283	各区1か所に包括的相談支援チームを配置し、高齢、障害、児童等の属性や世代を問わない相談支援体制の構築を図るとともに、事業を効果的に実施するための重層的支援体制整備事業実施計画を策定する。 なお、令和4年度は、4区でのモデル事業を行う。
第20回アジア競技 大会等の推進 (総務局)	577,052	2026年に開催する第20回アジア競技大会の推進を図るため、大会運営に関する検討等、大会開催に向けた取り組みを進めるとともに、同年のアジアパラ競技大会の開催に向けた検討を行う。
障害者スポーツの振興 (スポーツ市民局)	13,365	障害者スポーツの一層の振興に向けて、小中学校への体験出前授業を実施し、普及啓発を図ると共に、障害当事者に対し、競技を始めるきっかけを提供し、競技スポーツの裾野の拡大を図る。
新たな障害者スポーツ センター整備の基本計 画策定 (スポーツ市民局)	12,000	障害者が身近な地域でスポーツ活動ができる環境を目指し、現障害者スポーツセンターの立地や、経年劣化による大規模改修に伴う休館等の課題を解決するため、新たな障害者スポーツセンターの整備に向けた基本計画を策定する。
若宮高等特別支援学校 の新設 (教育委員会)	88,762	特別支援学校高等部の生徒数の増加や、企業等への就労をめざす職業教育のニーズの高まりに対応するため、若宮商業高等学校の既存校舎の改修等により高等特別支援学校を新設する。
読書バリアフリー法に 基づく読書環境の整備 (教育委員会)	16,148	「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律(読書バリアフリー法)」に基づき読書環境の整備を推進するため、電子書籍及び点字文庫の充実を図る。

事 項	予算額 (千円)	概 要
水防法改正等に伴うハ ザードマップの改定 (防災危機管理局)	16,117	平成27年の水防法改正に基づく想定最大規模 の浸水想定や津波、地震などすべての災害を取 りまとめた総合ハザードマップの印刷データ (点字版等含む)等を作成するもの。
個別避難計画作成支援 ツールの構築等 (防災危機管理局)	155,900	<p>令和3年5月に災害対策基本法の一部が改正さ れ、ひとり暮らし高齢者等の避難行動要支援者 の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とな った。</p> <p>これを受けて、本市における避難行動要支援 者約30万人に対し、個別避難計画の作成を推 進していくための体制を構築する。</p> <p>また、このうち介護が必要な方や重い障害を お持ちの方など特に避難支援が必要となる方 については、国の指針に沿って概ね5年程度で取 り組んでいく。</p>

区分	基本的方向		令和4年度の状況
1 安全・安心な生活環境の整備			
(1) 福祉環境整備の促進	① 全ての人が利用しやすい都市環境整備の促進	<p>ア 建築物・道路・公園などの福祉環境整備</p> <p>イ 公共交通機関におけるバリアフリー化の推進</p> <p>ウ バリアフリーの理念の推進</p> <p>エ 使いやすさ向上のための整備の推進</p>	<p>福祉都市環境整備指針に基づく整備の推進</p> <p>★ 民間鉄道駅舎バリアフリー化設備設置補助（JR名古屋駅、名鉄金山駅）</p> <p>★ ユニバーサルデザインタクシーの導入補助</p> <p>鶴舞線可動式ホーム柵の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計（建築工事）</li> <li>整備（電気工事）</li> </ul> <p>地下鉄駅エレベーターの整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備（伏見駅、御器所駅、本山駅、新瑞橋駅）</li> </ul> <p>エスカレーター音声案内装置の整備及び券売機設置場所の車いす対応化（100% 令和2年度完了）</p> <p>駅構内トイレのリニューアル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全駅の和式便器を洋式化し、全ての便器に温水洗浄便座を整備</li> <li>9駅工事着手（1駅は令和3年度に着手、残り8駅は令和4年度着手）</li> </ul> <p>ホームと車両の段差・隙間の解消（名城線・名港線）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5駅工事着手（2番から17番乗降口の整備）</li> </ul> <p>地下鉄車両</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車内案内表示装置の設置（令和4年度100%） ※車両数100%編成数100%</li> <li>車椅子スペースの設置（令和4年度83.7%） ※編成数</li> </ul> <p>市バス車両</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ノンステップバス車両の導入（100% 平成28年度完了）</li> <li>車内案内表示装置の設置（100% 平成14年度完了）</li> <li>車椅子スペースの設置（100% 平成14年度完了）</li> </ul> <p>バス停留所施設の整備・改修</p> <p>地下鉄車両</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新造車両の車内案内表示装置に運行情報を表示</li> </ul> <p>地下鉄駅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>駅の旅客案内表示装置による文字情報案内（令和元年度完了）</li> <li>地下鉄駅の旅客案内表示装置を活用した案内情報の充実や多言語での表示を実施</li> <li>全駅に配備されているタブレット端末を活用した訪日外国人や聴覚に障害のある方などへの外国語での対応や、音声、文字、画像でご利用案内を実施</li> </ul> <p>市バス車両</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バス車内への液晶式停留所名表示器の設置</li> </ul>
	② 人的支援によるバリアフリーの充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発冊子「こんなときどうする」の発行</li> <li>障害者差別解消法及び障害者差別解消推進条例に関する広報・啓発</li> <li>障害理解の促進及び障害者差別解消にかかる職員等研修の開催</li> </ul>
	③ 移動円滑化のための面的整備の推進	<p>ア バリアフリー基本構想重点整備地区のバリアフリーの推進</p> <p>イ バリアフリーのまちづくりに向けた取り組み強化</p> <p>ウ 福祉施設など周辺の面的なバリアフリーの推進</p>	<p>重点整備地区のバリアフリーの推進</p> <p>福祉のまちづくり推進会議の開催</p> <p>ユニバーサルゾーンの設置</p>
(2) 住宅・住環境の整備の推進	① グループホームの拡充		<ul style="list-style-type: none"> <li>グループホーム（715か所、定員3,723人）</li> <li>● 地域生活支援拠点事業所（8→10か所）</li> <li>★ グループホーム整備補助（令和4年度当初予算）</li> <li>新規（地域生活支援拠点事業所1か所、グループホーム1か所）、大規模修繕（スプリンクラー設備2か所）</li> <li>グループホーム設置費補助</li> <li>グループホームバリアフリー化改修補助</li> </ul>

区分	基本的方向		令和4年度の状況	
	② 市営住宅における住宅の確保など	ア 市営住宅における住宅の確保などの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体・知的・精神・難病等障害者を対象に実施</li> <li>・ 市営住宅への単身入居の実施</li> <li>・ 市営住宅を利用したグループホーム（3か所）</li> </ul>	
		イ 市営住宅における福祉環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市営住宅の福祉環境整備の実施</li> <li>・ 車いす利用者専用住宅の供給</li> </ul>	
	③ 民間賃貸住宅への入居支援			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者等の住宅確保要配慮者を受入れる民間賃貸住宅等の情報提供</li> <li>・ 住宅確保要配慮者居住支援協議会の開催</li> <li>● 民間賃貸住宅入居相談の実施（月4回）</li> <li>・ 住まいサポートなごや（居住支援コーディネート事業）の実施</li> <li>・ 障害者賃貸住宅入居等サポート事業</li> </ul>
	④ 住宅の環境整備の支援			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者住宅改造補助金の支給（内部障害者を追加）</li> </ul>
(3) 選挙における配慮	① 候補者情報の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長選挙及び市議会議員選挙の選挙公報全文を内容とした点字・音声による候補者情報を希望者及び視覚障害者団体に配付</li> <li>・ 令和5年執行予定の市議会議員選挙の選挙公報全文を内容とした音声による候補者情報を視覚障害者団体以外の障害者団体や障害者施設に対しても配付できるよう検討</li> </ul>	
	② 投票環境の向上	ア 円滑な投票の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投票所内の掲示や備品を準備する際は障害特性に配慮した設備の充実</li> <li>・ 段差解消の可能な投票所の選定 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仮設スロープ設置等により段差解消済みの投票所数：362か所中357か所（R3.10衆議院議員総選挙時点）</li> <li>○ 仮設スロープ設置が困難で段差未解消の投票所（人的介助を実施）：362か所中5か所（R3.10衆議院議員総選挙時点）</li> </ul> </li> </ul>	
		イ 代理投票における対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙人の意思確認にあたっては選挙人の状況に応じて、きめ細かく適切に対応するよう周知・徹底</li> </ul>	



区分	基本的方向		令和4年度の状況
2 情報アクセシビリティ向上と意思疎通支援の充実			
(1) 情報のバリアフリー化の推進	① 市政情報のバリアフリーの推進	ア ウェブアクセシビリティの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>名古屋市公式ウェブサイトの運営（適合レベルAA準拠）</li> <li>ウェルネットなごやの運営（適合レベルAA準拠）</li> </ul>
		イ 広報誌などの情報バリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者福祉のしおりの点字版、音声版、わかりやすい版の作成</li> <li>障害者総合支援法による各種サービスのご案内の点字版の作成</li> </ul>
		ウ 人的支援による情報バリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害理解の促進及び障害者差別解消にかかる職員等研修の開催</li> </ul>
	② ICT機器利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活用具の給付（聴覚障害者用体温計の追加、給付限度額の増額（視覚障害者用時計））</li> </ul>	
(2) 情報・意思疎通の支援の充実	① 人材の養成や活用の推進	ア 手話通訳者などの派遣の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳者の派遣</li> <li>要約筆記者の派遣</li> <li>盲ろう者向け通訳・介助員の派遣</li> <li>失語症者向け意思疎通支援者の派遣</li> <li>代筆・代読事業の実施</li> </ul>
		イ 支援する人材の養成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話奉仕員の養成</li> <li>手話通訳者の養成</li> <li>要約筆記者の養成</li> <li>盲ろう者向け通訳・介助員の養成</li> <li>点訳奉仕員の養成</li> <li>朗読奉仕員の養成</li> </ul>
		ウ 知的障害者・発達障害者などへの意思疎通支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の実施</li> <li>障害者通院時コミュニケーション支援事業の実施</li> </ul>
	② 情報・意思疎通に関する理解の促進	ア 情報・意思疎通に関する啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障害者文化活動フェスティバルの開催</li> <li>啓発冊子「こんなときどうする」の発行</li> </ul>
		イ 本市における理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>意識のバリアフリー宣言</li> <li>タブレット端末を活用した区役所窓口等での遠隔手話通訳対応等</li> <li>障害理解の促進及び障害者差別解消にかかる職員等研修の開催</li> </ul>
	③ 意思疎通が困難な障害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルプカードの配布</li> </ul>	

区分	基本的方向	令和4年度の状況	
3 差別の解消・啓発			
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進	① 相談・紛争解決体制の整備	ア 相談体制の整備	・ 障害者差別相談センターの運営
		イ 紛争の解決	・ 障害者差別解消調整委員会の開催
	② 職員などの理解促進		・ 障害理解の促進及び障害者差別解消にかかる職員等研修の開催 ・ 意識のバリアフリー宣言（周知啓発、名刺シート作成、庁内放送）
	③ 事業者及び市民の理解促進	ア 事業者の理解促進	・ 障害者差別解消法及び障害者差別解消推進条例に関する広報・啓発
		イ 市民の理解促進	・ 障害者差別解消法及び障害者差別解消推進条例に関する広報・啓発
④ 地域における障害者差別解消の推進		・ 障害者差別解消支援会議の開催	
(2) 虐待の防止		・ 障害者虐待相談支援事業の実施 ○障害者虐待相談センターの運営 ○障害者虐待休日・夜間電話相談窓口の設置 ○障害者短期入所ベッド確保等事業の実施	
(3) 権利擁護の推進	① 障害者・高齢者権利擁護センターの運営支援	・ 障害者・高齢者権利擁護センター（市内3カ所）に対する運営助成	
	② 成年後見制度の利用促進	・ 成年後見制度利用支援事業の実施 ・ 成年後見制度法人後見支援事業の実施 ・ 成年後見あんしんセンターの運営（市民後見人の養成・支援等） ・ 成年後見制度利用促進計画の推進	
(4) 広報・啓発活動の推進	ア 障害者週間・人権週間などでの啓発事業	・ なごや人権啓発センターにおける啓発事業の実施 ・ 「世界自閉症啓発デー」をはじめとした発達障害の普及啓発 ・ 障害者と市民のつどい（障害者週間記念のつどい）の開催 ・ 福祉の店 ・ 区自立支援連絡協議会による啓発事業	
	イ 当事者参加による啓発	・ 障害者と市民のつどい（ふれあい広場、シティハンディマラソン）の開催 ・ 障害者を講師とする車椅子バスケットボール体験教室の実施	
	ウ 障害特性に応じたきめ細やかな啓発	・ ヘルプマークの配布	
	エ 広報媒体を通じた啓発	・ 広報なごや（障害者週間） ・ 市公式ウェブサイト（啓発冊子「こんなときどうする」の公開等）	
	オ 「障害のある人を理解し、接するためのガイドブック」の活用	・ ガイドブックの配布（公共施設、民間店舗等） ・ ガイドブックの点字版・音声版の配布	
	カ 地域に根差した啓発活動	・ 区自立支援連絡協議会による啓発事業	

区分	基本的方向	令和4年度の状況	
4 自立した生活の支援・意思決定支援の推進			
(1) 相談支援体制の充実	① 地域における相談支援体制の充実	ア 障害者基幹相談支援センターの体制強化及び関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者基幹相談支援センターの運営（人員体制の強化）</li> <li>・ 区自立支援連絡協議会の開催</li> <li>・ 区自立支援連絡協議会が抱える課題等を集約し、市の施策等に反映する仕組みとして、市自立支援連絡会を開催</li> </ul>
		イ 特定及び一般相談支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児・者相談支援事業補助の実施</li> </ul>
		ウ 多様な障害への専門的な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高次脳機能障害支援事業の実施</li> <li>・ 難病患者医療生活相談事業の実施</li> <li>・ 難病訪問、相談支援事業の実施</li> <li>・ 発達障害者支援センター（りんくす名古屋）の運営</li> <li>・ 発達障害者支援体制整備検討委員会（発達障害者支援地域協議会）の設置</li> </ul>
		エ 医療的ケア児の支援にかかる連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケア児の支援に係る協議の場の設置</li> <li>・ 医療的ケア児の支援に関する情報発信</li> <li>・ 医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーター養成研修の実施</li> <li>・ 医療的ケアが必要な児童の支援体制の強化を図るためのスーパーバイザーのモデル配置</li> <li>・ 医療的ケア児支援コーディネーター業務のフォローアップを目的とした現任研修の実施</li> </ul>
	② 様々な相談活動への支援の拡充	ア 障害者及び家族による相談活動などへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者援護促進事業の支援</li> </ul>
		イ ピアサポートの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いこいの家事の実施（16か所）</li> <li>・ ペアレントメンター事業の実施</li> </ul>
(2) 地域生活を支援するサービスの量的・質的充実	① 在宅サービスの拡充	ア 訪問系サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援給付で実施</li> </ul>
		イ 短期入所サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日中一時受入事業の実施</li> <li>・ 重症心身障害児（者）短期入所事業補助の実施</li> <li>・ 障害児（者）緊急短期入所空床確保事業の実施</li> <li>● 地域生活支援拠点事業所での緊急時受入れの実施（8→10か所）</li> </ul>
		ウ 配食サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者を対象に実施</li> </ul>
	② 外出支援策の推進	ア 移動支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動支援事業の実施（重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の実施）</li> <li>・ 移動支援事業従事者養成事業の実施</li> </ul>
		イ 身体障害者補助犬の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者補助犬の飼育費助成</li> <li>・ 介助犬・聴導犬の認定</li> <li>・ 盲導犬訓練施設への補助</li> </ul>
		ウ 福祉特別乗車券の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市営交通、ガイドウェイバス、あおなみ線で適用</li> <li>・ 名鉄、近鉄、JR東海及び名鉄バス、三重交通バスの市内通行区間で適用</li> </ul>
		エ タクシー料金の助成など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タクシー料金の助成</li> <li>・ 重度身体障害者リフトカー運行事業</li> <li>・ 自動車改造の助成</li> <li>・ 自動車運転免許取得の助成</li> </ul>

区分	基本的方向		令和4年度の状況
	③ 日中活動の場の充実	ア 生活介護事業の充実	・ 自立支援給付で実施
		イ 精神障害者地域活動支援事業の充実	・ 精神障害者地域活動支援事業（16か所・障害者基幹相談支援センター業務として位置付け）
		ウ デイサービス型地域活動支援事業の充実	・ デイサービス型地域活動支援事業
		エ 作業所型地域活動支援事業などの充実	・ 作業所型地域活動支援事業等
	④ 福祉的就労の場などの充実	ア 働く場の充実（再掲）	・ 自立支援給付で実施 ・ 障害者就労支援窓口（ウェルジョブなごや）の運営 ★ 重度障害者等就労支援事業（自営業者等）の実施
		イ 一般就労に向けた訓練の場の充実（再掲）	・ 自立支援給付で実施
	⑤ 地域生活の場の確保	ア グループホームの拡充	・ グループホーム（715か所、定員3,723人） ● 地域生活支援拠点事業所（8→10か所） ★ グループホーム整備補助（令和4年度当初予算） 新規（地域生活支援拠点事業所1か所、グループホーム1か所）、大規模修繕（スプリンクラー設備2か所） ・ グループホーム設置費補助 ・ グループホームバリアフリー化改修補助
		イ 地域生活支援拠点事業所の充実	● 地域生活支援拠点事業所（8→10か所）
		ウ 福祉ホームの確保	・ 身体障害者福祉ホーム（8か所）
	⑥ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）の充実		・ 総合リハビリテーションセンターにおける機能訓練 ・ アルコール健康障害に対応した障害者自立支援施設（自立訓練・就労継続支援B型・就労移行支援）1か所の整備補助（中川区富永）
	⑦ 福祉用具などの研究開発・普及促進と利用支援	ア 福祉用具の研究開発の推進	・ 補装具製作施設の運営
		イ 福祉用具などの普及促進と利用支援の推進	・ 福祉用具プラザの運営
⑧ 経済的施策の充実	ア 各種手当の支給	・ 障害児福祉手当の支給 ・ 特別障害者手当の支給 ・ 重度障害者給付金の支給	
	イ 障害者医療費助成の実施（再掲）	・ 身体障害者手帳1～3級（軽機能障害の場合は1～4級、進行性筋萎縮症の場合は1～6級）、知能指数50以下、自閉症状群、精神障害者保健福祉手帳1、2級、特定医療費受給者証所持者のうち日常生活が著しい制限を受けると医師に証明された方を対象に実施	

区分	基本的方向		令和4年度の状況	
(3) 地域生活への移行支援	ア	地域移行支援・地域定着支援などの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援給付で実施</li> <li>・ 障害児・者相談支援事業補助の実施</li> <li>・ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業の実施</li> </ul>	
	イ	地域生活体験事業などの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 知的障害者（在宅）地域生活体験訓練事業（ちゃれんじホーム）の実施（2か所→1か所）</li> <li>・ 身体障害者自立生活体験事業の実施</li> <li>・ 障害者（施設入所者）地域生活移行訓練事業補助の実施</li> <li>● 地域生活支援拠点事業所での地域生活体験利用の実施（8→10か所）</li> </ul>	
	ウ	地域サービス基盤の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未治療者・医療中断者への地域の実情に応じたアウトリーチによる支援の検討（モデル事業2か所）</li> <li>・ グループホーム（715か所、定員3,723人）</li> <li>● 地域生活支援拠点事業所（8→10か所）</li> <li>★ グループホーム整備補助（令和4年度当初予算） 新規（地域生活支援拠点事業所1か所、グループホーム1か所）、大規模修繕（スプリンクラー設備2か所）</li> <li>・ グループホーム設置費補助</li> <li>・ グループホームバリアフリー化改修補助</li> <li>・ 市営住宅を利用したグループホーム（3か所）</li> </ul>	
	エ	ピアサポートの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ピアサポート活用事業の実施</li> <li>・ 家族ピア相談事業の実施（電話相談・面会相談）</li> </ul>	
	オ	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地域移行・地域定着支援普及啓発用のパンフレット」の活用</li> <li>・ ピアサポーターの養成・活用による地域移行の促進</li> <li>・ 保健・医療・福祉などの関係者による協議</li> <li>・ 社会資源見学事業の実施</li> <li>・ 精神障害者居住体験支援モデル事業</li> </ul>	
(4) 重度障害児者への対応	① 重度障害児者への支援の充実	ア	重症心身障害児者施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者による運営（生活の場としての生活支援、短期入所や相談支援による在宅支援等）</li> </ul>
		イ	在宅重症心身障害児者への訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅重症心身障害児者訪問療育指導の実施</li> </ul>
		ウ	重症心身障害児小規模通所支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重症心身障害児小規模通所支援事業補助（1か所）</li> </ul>
		エ	日中活動の場への受け入れの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重症心身障害者等受入補助（医療的ケア受入加算あり）を実施（対象：生活介護、デイ型地活事業所）</li> <li>・ 重症心身障害者受入施設補助を実施（対象：入所施設）※通所施設は上記で対応</li> </ul>
		オ	地域での居住の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループホーム（715か所、定員3,723人）</li> <li>★ グループホーム整備補助（令和4年度当初予算） 新規（地域生活支援拠点事業所1か所、グループホーム1か所）、大規模修繕（スプリンクラー設備2か所）</li> <li>・ グループホーム設置費補助</li> <li>・ グループホーム改修費補助</li> <li>・ グループホームバリアフリー化改修補助</li> </ul>
	②	強度行動障害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強度行動障害者受入補助の実施（対象：生活介護事業所）</li> <li>・ 強度行動障害者受入環境整備補助の実施</li> <li>・ 強度行動障害者支援事業（専門支援員養成（0名）・派遣（5名）、相談支援、支援者養成研修からなる総合事業）の実施</li> </ul>	
③	重度障害児者の生活の場としての施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年齢超過児の地域生活や障害者施設への移行促進</li> <li>・ 障害児入所施設（2か所）</li> <li>・ 障害者支援施設（15か所）</li> </ul>		

区分	基本的方向		令和4年度の状況
(5) サービスの質の向上と多様なサービス供給体制の充実	① サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報公表制度、名古屋市障害福祉サービス新規参入者研修の事業実施、事業者説明会、定期的な事業者の实地指導、集団指導等</li> </ul>	
	② 多様なサービス供給体制の充実	ア 従事者の育成と研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームヘルパー現任研修の実施</li> <li>移動支援事業従事者養成事業の実施</li> <li>高齢・障害福祉職員研修の実施</li> <li>障害児通所支援事業所等に従事する職員への研修の実施</li> <li>★ 医療的ケア児支援者養成研修の実施</li> </ul>
		イ 福祉人材育成のための支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉人材育成支援助成事業の実施</li> </ul>
		ウ 福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉の仕事フェアの開催</li> <li>介護職イメージアップ広報等の実施</li> <li>ガイドヘルパー啓発に関するチラシの作成・配布</li> <li>外国人技能実習生（介護職種）受け入れ支援事業の実施</li> <li>介護保険・障害福祉サービス事業所経営セミナーの開催</li> </ul>
(6) 障害者などの高齢化に対する施策の実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援給付で実施（自立生活援助、共生型サービス、介護保険の利用者負担の償還制度等）</li> <li>区自立支援連絡協議会の開催</li> </ul>
(7) スポーツ、文化芸術活動を含む生涯学習の充実	① レクリエーション施設などのバリアフリーの促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習センター等について、福祉都市環境整備指針等により整備</li> <li>トイレ洋式化等の改修（千種スポーツセンター、総合体育館第2競技場、瑞穂公園野球場、瑞穂公園レクリエーション広場、瑞穂公園北陸上競技場、露橋スポーツセンター）</li> </ul>
	② 障害者スポーツの推進	ア 障害者がスポーツに親しめる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者スポーツセンターの運営</li> <li>身近な地域での障害者スポーツの推進</li> <li>市内各スポーツセンターにおいて、障害者を対象とした講座・教室を原則無料で実施</li> <li>● スポーツ施設向けの障害者受入マニュアルの作成やスポーツ施設の指定管理者向け研修会の実施、障害者スポーツセンターの改修工事の実施</li> </ul>
		イ 障害者スポーツの普及振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>市スポーツ大会の開催</li> <li>全国スポーツ大会への選手派遣</li> <li>● 各種の体験会を通じた障害者スポーツの普及振興を実施</li> </ul>
		ウ 障害者スポーツを支える人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ指導員、ボランティアの養成、学生インターンの受け入れ</li> </ul>
	③ 文化芸術活動の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者作品展示会の開催</li> <li>名古屋フィルハーモニー交響楽団主催の福祉コンサート開催、代案もあわせ検討中</li> </ul>
	④ スポーツ交流、文化芸術活動を通じた地域間交流、国際交流の促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>名古屋シティハンディマラソンにおける海外選手の招待</li> </ul>
	⑤ 共に学べる生涯学習の機会の拡充	ア 学習プログラムなどの内容充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者対象講座の実施</li> </ul>
イ 生涯学習を支えるボランティアの育成		<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者に対するボランティア養成講座の実施</li> </ul>	
(8) 意思決定支援の推進	① 意思決定支援の普及啓発		<ul style="list-style-type: none"> <li>意思決定支援ガイドラインの普及啓発</li> </ul>
	② 成年後見制度の利用促進（再掲）		<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度利用支援事業の実施</li> <li>成年後見制度法人後見支援事業の実施</li> <li>成年後見あんしんセンターの運営（市民後見人の養成・支援等）</li> <li>成年後見制度利用促進計画の推進</li> </ul>

区分	基本的方向	令和4年度の状況	
5	保健・医療の推進		
(1) 障害の発生予防及び早期発見	① 乳幼児に対する障害の発生予防及び早期発見	・ 乳幼児健康診査の実施	
	② 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査の実施</li> <li>・ 健康教育の実施</li> <li>・ 健康相談の実施</li> <li>・ がん検診の実施（胃、大腸、子宮、乳、肺、前立腺）</li> <li>★ ピロリ菌検査の実施（R3.10開始）</li> <li>・ 骨粗しょう症検診の実施</li> <li>・ 歯周疾患検診の実施</li> </ul>	
(2) 精神保健・医療施策の推進	① 精神障害に対する正しい理解の促進とこころの健康づくりの推進	・ 情報誌の発行による精神保健の普及・啓発の実施	
		・ 普及啓発（保健センターにおける普及啓発・健康づくり事業の拡充）	
	② 人権に配慮した適正な医療の確保	・ 精神科病院に対する実地指導、実地審査の実施	
	③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み	ア 地域移行・地域定着の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神障害者ピアサポート活用事業の実施</li> <li>・ 精神障害者地域移行支援ピアサポーター養成研修の実施</li> <li>・ 社会資源見学事業の実施</li> <li>・ 精神障害者居住体験支援モデル事業</li> </ul>
		イ 保健・医療・福祉関係者などによるネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名古屋市精神障害者支援地域調整会議の開催</li> <li>・ 名古屋市精神障害者支援地域ブロック調整会議の開催</li> <li>・ 協議体による措置入院者退院後支援計画の作成・交付</li> <li>・ 地域包括ケアシステム構築推進研修の実施</li> </ul>
		ウ 地域で生活する精神障害者の病状の重篤化を防ぐ体制整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神科救急医療システムの運営</li> <li>● 警察官通報等への対応体制の強化</li> <li>・ 未治療者・医療中断者へのアウトリーチによる支援体制の構築の検討（モデル事業2か所）</li> <li>● 身近で支えるボランティアを養成するための研修の実施</li> </ul>
	④ 依存症対策	ア 依存症相談拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神保健福祉センターにおける依存症相談窓口の開設</li> <li>・ 依存症回復支援プログラムの開発</li> </ul>
		イ 依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関の選定（依存症治療拠点 2か所）</li> <li>・ 医療機関等職員への依存症に関する研修等の実施（受託先 延べ3～4か所）</li> </ul>
		ウ 依存症問題に取り組む自助団体への支援	・ 自助団体への補助事業の実施
エ アルコール健康障害への対応		・ アルコール健康障害に対応した障害者自立支援施設（自立訓練・就労継続支援B型・就労移行支援）1か所の整備補助（中川区富永）	
(3) 総合的な医療施策・リハビリテーションの充実	① 医療施策の充実	ア 適切な医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積極的な声掛けや介助、丁寧な説明など障害者の受診環境の充実</li> <li>・ 受診サポート手帳やヘルプカードの配布</li> </ul>
		イ 障害者医療費助成の実施（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳1～3級（腎機能障害の場合は1～4級、進行性筋萎縮症の場合は1～6級）、知能指数50以下、自閉症状態、精神障害者保健福祉手帳1、2級、特定医療費受給者証所持者のうち日常生活が著しい制限を受けると医師に証明された方を対象に実施</li> </ul>
		ウ 歯科医療の充実	・ 名古屋歯科保健医療センターの運営助成

区分	基本的方向		令和4年度の状況
	② リハビリテーションの充実	ア 医学的リハビリテーションの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 早期の機能回復をめざし、急性期リハビリテーションを実施</li> </ul>
		イ 総合リハビリテーションセンターの運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 病院の運営</li> <li>• 介護サービス（通所リハ、訪問リハ）</li> <li>• 障害者支援施設の運営（機能訓練、就労移行支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助）</li> <li>• 高次脳機能障害支援事業の実施</li> </ul>
		ウ リハビリテーション医療の提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• リハビリ講座の実施（各市大）</li> </ul>
	③ 難病相談事業の実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 難病患者医療生活相談事業の実施</li> <li>• 難病訪問、相談支援事業の実施</li> </ul>
(4) 保健・医療・福祉の連携強化			<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区自立支援連絡協議会の開催</li> <li>• 区自立支援連絡協議会が抱える課題等を集約し、市の施策等に反映する仕組みとして、市自立支援連絡会を開催</li> <li>• 医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーター養成研修の実施</li> <li>• 医療的ケアが必要な児童の支援体制の強化を図るためのスーパーバイザーのモデル配置</li> <li>• 医療的ケア児支援コーディネーター業務のフォローアップを目的とした現任研修の実施</li> </ul>



区分	基本的方向		令和4年度の状況
6 雇用・就業の支援			
(1) 就労の推進	① 関係機関との連携強化	ア 本市における推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者就労支援推進会議の開催</li> <li>・ 障害者就労支援機関連絡会の開催</li> <li>・ 就労移行支援事業所連絡会の開催</li> <li>・ 障害者職業能力開発プロモーター（2名）の配置</li> <li>・ 名古屋市障害者雇用支援センター運営補助</li> <li>・ 障害者就労支援センター（2か所）運営補助</li> <li>・ 障害者就労支援窓口（ウェルジョブなごや）の運営</li> </ul>
		イ 経済団体や事業主、就労支援機関などとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者就労支援推進会議の開催</li> <li>・ 障害者就労支援機関連絡会の開催</li> <li>・ 就労移行支援事業所連絡会の開催</li> <li>・ 障害者職業能力開発プロモーター（2名）の配置</li> <li>・ 障害者就労支援窓口（ウェルジョブなごや）の運営</li> </ul>
		ウ 啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用促進トップセミナーの開催</li> <li>・ 障害者就労支援説明会の開催（特別支援学校等対象）</li> <li>・ 障害者雇用促進ミニセミナーの開催</li> <li>・ 障害者雇用企業見学会の開催</li> <li>・ 福祉の店の開催</li> <li>・ 障害者就労支援窓口（ウェルジョブなごや）の運営</li> </ul>
	② 本市の障害者雇用の推進	ア 計画的な職員採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者正規職員の採用</li> <li>・ 知的障害者正規職員の採用</li> <li>・ 精神障害者正規職員の採用</li> <li>・ 身体障害者会計年度庶務事務職員の採用</li> <li>・ 知的障害者会計年度庶務事務職員の採用</li> <li>・ 精神障害者会計年度庶務事務職員の採用</li> <li>・ 障害者採用準備事業の実施</li> <li>・ 障害者職場定着支援等事業の実施</li> </ul>
		イ 重度障害者の採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者正規職員の採用</li> <li>・ 身体障害者会計年度庶務事務職員の採用</li> </ul>
	③ 障害者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃水準の引き上げ	ア 障害者雇用促進企業の優先発注などの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者就労施設等からの物品等の調達を促すための方針</li> <li>・ 障害者雇用促進企業認定等制度</li> <li>・ 障害者雇用優良企業の表彰</li> </ul>
		イ 障害者就労施設等の製品の販売支援などの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者就労施設等からの物品等の調達を促すための方針</li> <li>・ 障害者雇用促進企業認定等制度</li> <li>・ 共同受注窓口の活用</li> <li>・ 福祉の店の開催</li> <li>・ 障害者就労支援窓口（ウェルジョブなごや）の運営</li> </ul>
	④ 福祉的就労の場などの充実	ア 働く場の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援給付で実施</li> <li>・ 障害者就労支援窓口（ウェルジョブなごや）の運営</li> <li>★ 重度障害者等就労支援事業（自営業者等）の実施</li> </ul>
		イ 一般就労に向けた訓練の場の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援給付で実施</li> </ul>
	⑤ 多様な就労形態への支援	ア 求められる多様な就労形態に対応した企業開拓などの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用促進トップセミナーの開催</li> <li>・ 障害者雇用促進ミニセミナーの開催</li> <li>・ 障害者雇用企業見学会の開催</li> <li>・ 障害者職業能力開発プロモーター（2名）の配置</li> <li>・ 障害者就労支援窓口（ウェルジョブなごや）の運営</li> <li>・ 障害者雇用優良企業の表彰</li> </ul>
		イ 就労定着の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者就労定着支援事業の実施</li> <li>・ 障害者就労支援推進会議の開催</li> <li>・ 障害者就労支援機関連絡会の開催</li> <li>・ 就労移行支援事業所連絡会の開催</li> <li>・ 名古屋市障害者雇用支援センター運営補助</li> <li>・ 障害者就労支援センター（2か所）運営補助</li> <li>・ 障害者採用準備事業の実施</li> <li>・ 障害者就労支援窓口（ウェルジョブなごや）の運営</li> <li>★ 重度障害者等就労支援事業（自営業者等）の実施</li> </ul>

区分	基本的方向		令和4年度の状況
	⑥ 就業の確保、就労定着支援、生活支援を含めた就労の安定を図るための総合的な相談支援体制の推進	ア 障害者就労などの支援機関による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者就労支援機関連絡会の開催</li> <li>・ 名古屋市障害者雇用支援センター運営補助</li> <li>・ 障害者就労支援センター（2か所）運営補助</li> </ul>
		イ 障害者の能力や適性に応じた職業リハビリテーションの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合リハビリテーションセンターにおける就労支援（高次脳機能障害に係るジョブコーチの配置等）</li> </ul>
	⑦ 特別支援学校高等部における就労支援	ア 特別支援学校高等部における就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業自立推進運営委員会の開催</li> <li>・ 職業指導講師の配置</li> </ul>
		イ 企業などへの就労支援のための教育・福祉・企業などの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労支援コーディネーターの配置</li> </ul>
		ウ 高等特別支援学校の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若宮商業高等学校と併設した高等特別支援学校の開設に向けた教育課程の検討及び工事</li> </ul>

区分	基本的方向	令和4年度の状況	
7 教育・育成の充実			
(1) 相談・支援体制の拡充	ア 各相談支援機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理検査結果の資料交換</li> <li>各相談機関とのよりよい連携に向けた協議</li> <li>地域療育センターの運営</li> <li>地域療育センターにおける地域支援・調整部門の運営（1か所）</li> <li>地域療育センターにおける初診前サポート事業の実施（2か所）</li> <li>区自立支援連絡協議会の開催</li> <li>区自立支援連絡協議会が抱える課題等を集約し、市の施策等に反映する仕組みとして、市自立支援連絡会を開催</li> </ul>	
	イ 障害児相談支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児相談支援事業の実施</li> <li>公立児童発達支援センターの運営</li> <li>民間児童発達支援センター相談支援事業に係る補助金の支給</li> </ul>	
	ウ 療育・教育の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>名古屋市特別支援教育連携会議の開催</li> <li>「なごやっ子サポートリレーシート」の実施</li> </ul>	
	エ 発達障害児者に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害者支援センター（りんくす名古屋）の運営</li> <li>発達障害者支援センターによる関係機関への助言・研修の実施及び地域住民への普及啓発</li> <li>ペアレントプログラムの実施・普及促進</li> </ul>	
	オ 子どもの発達が気になる段階からの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>いこいの家事業の実施（16か所）</li> <li>地域療育センターにおける地域支援・調整部門の運営（1か所）</li> <li>地域療育センターにおける初診前サポート事業の実施（2か所）</li> </ul>	
	カ 学校と公共職業安定所などとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業自立推進運営委員会の開催</li> </ul>	
(2) 療育体制の充実	① 早期療育体制の整備	ア 地域療育センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針」に基づく、地域療育センター拡充の推進</li> <li>地域療育センターにおける地域支援・調整部門の運営（1か所）</li> <li>地域療育センターにおける初診前サポート事業の実施（2か所）</li> <li>● 早期発達支援担当職員向け研修本格実施</li> <li>★ 3歳未満児の障害児施設等利用者負担額無償化</li> </ul>
		イ 児童発達支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づいた児童発達支援事業所の指定・指導</li> <li>● 児童発達支援事業所に従事する職員への研修の実施</li> <li>福祉型児童発達支援センターにおける重症心身障害児受入体制の強化</li> <li>★ 3歳未満児の障害児施設等利用者負担額無償化</li> </ul>
		ウ 地域における療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児等療育支援事業の実施</li> </ul>
	② 多様化する療育ニーズへの対応	ア 放課後等デイサービス事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づいた放課後等デイサービス事業所の指定・指導</li> <li>放課後等デイサービス事業所に従事する職員への研修の実施</li> </ul>
		イ 保育所等訪問支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所等訪問支援事業の実施</li> </ul>
		ウ 居宅訪問型児童発達支援のニーズ把握	
	③ サービスの質の向上		<ul style="list-style-type: none"> <li>発達支援施策について情報を提供する各種パンフレットの発行</li> <li>子ども発達支援ウェブサイト「すてっぷサポート」の運用</li> <li>法令に基づいた障害児通所支援事業所等の指定・指導</li> </ul>

区分	基本的方向		令和4年度の状況	
(3) 学校教育の充実	① 教育的ニーズに応じた教育の推進	ア 就学時、進学時における適切な就学先決定の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育支援委員会の開催</li> </ul>	
		イ 障害のある児童生徒に対する適切な教育的支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別支援学級の設置・拡充</li> <li>● 通級指導教室の設置・拡充</li> </ul>	
	② 特別支援学校の狭険化の解消			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 天白養護学校増築の設計等（既存施設取壊し・基本設計・仮設校舎リース）</li> </ul>
	③ 特別支援学校高等部における職業教育の充実と高等特別支援学校の整備			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若宮商業高等学校と併設した高等特別支援学校の開設に向けた教育課程の検討及び工事</li> <li>● キャリアナビゲーターの配置</li> </ul>
	④ 適切な指導の推進	ア 適切な指導のための関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家チームの派遣</li> </ul>	
		イ 個別の教育支援計画の策定と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別の教育支援計画の策定と活用を推進</li> </ul>	
		ウ 障害に対する理解や交流及び共同学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学校での障害のある児童生徒との交流</li> </ul>	
		エ 全ての教職員に対する障害理解と特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本研修・専門研修の充実</li> </ul>	
	⑤ 学校におけるバリアフリーの充実	ア 補助用具の活用及び多目的トイレやスロープの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リニューアル改修事業にて、多目的トイレ、スロープを設置。</li> <li>・ 小学校へのスロープ整備。</li> <li>● リニューアル改修事業やバリアフリー化事業として、エレベーターの設置を検討。</li> </ul>	
		イ 介助者などの配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校生活介助アシスタントの配置</li> <li>・ 発達障害対応支援員の配置</li> <li>● 看護介助員の配置</li> </ul>	
	⑥ 学校卒業後の多様な進路の確保			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労支援コーディネーターの配置</li> <li>・ 職業自立推進運営委員会の開催</li> <li>・ 職業指導講師の配置</li> </ul>
	⑦ 幼児期・学齢期における共に育つ場・機会の拡充	ア 幼稚園・保育所における障害児の受け入れの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼稚園・保育所等における障害児の受け入れの促進</li> <li>・ 専門家チームの派遣</li> </ul>	
		イ 放課後事業での障害児の受け入れ促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 留守家庭児童育成会障害児受入推進助成（小学校1年生～6年生）</li> <li>・ 留守家庭児童育成会専用室障害児受入推進助成</li> <li>・ トワイライト要配慮児童対応業務委託</li> <li>・ 児童館留守家庭児童クラブ障害児対応支援員の配置</li> </ul>	
		ウ 共に学び、遊べる交流機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交流及び共同学習の推進</li> </ul>	

区分	基本的方向	令和4年度の状況
8 防災・防犯などの推進		
(1) 防災対策の推進	① 災害時の避難・救助体制などの充実	<p>ア 助け合いの仕組みづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「助け合いの仕組みづくり」の推進</li> <li>・ 避難行動要支援者名簿の作成・更新および地域への名簿情報の提供</li> </ul> <p>イ 避難支援訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織など地域における訓練実施の支援</li> <li>・ 地域における指定避難所運営訓練等実施の支援</li> </ul> <p>ウ 災害時の医療体制の整備の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域災害医療部会の開催</li> <li>× 医療救護活動用備品の配備</li> <li>・ 災害用救急医薬品等の整備</li> <li>★ 天白区区休日急病診療所の改築</li> </ul> <p>エ 福祉避難所などの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校などの避難所における福祉避難スペースの指定の推進</li> <li>・ 福祉避難所（社会福祉施設）の箇所数（125か所 R3.12末）</li> <li>・ 「大規模災害時における民間宿泊施設の避難所としての活用（福祉避難所としての要配慮者等への提供）に関する協定」の締結（10事業者）</li> </ul> <p>オ 福祉仮設住宅の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害発生時には、障害者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を県に要請</li> </ul> <p>カ 災害時のこころのケア体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害発生時には、DPAT隊の派遣要請および避難所等を巡回し、診療・相談に対応</li> </ul> <p>キ 避難確保計画の作成等促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団指導や指導監査等により、事業者の避難確保計画の策定・訓練の実施を促進</li> </ul> <p>ク グループホームのスプリンクラー設備の整備補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★ グループホーム整備補助（大規模修繕（スプリンクラー設備）2か所）</li> </ul> <p>ケ 聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者の緊急通報対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メール119、FAX119及びNet119による緊急通報の受付</li> <li>・ 救急搬送時における手話通訳者・要約筆記者の派遣</li> </ul>
	② 災害時の情報伝達手段についての検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な情報伝達手段の検討</li> </ul>
(2) 防犯対策の推進	① 障害者支援施設などにおける安全体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地域に関わられた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」による情報提供</li> </ul>
	② 防犯教室などによる啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯教室などによる啓発活動の実施</li> </ul>
(3) 消費者トラブルの防止	① 消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活センターによる講座の実施</li> </ul>
	② 消費者被害を防止する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や障害者等の消費者被害防止を関係機関と連携して推進するため、名古屋市消費者安全確保連絡会議の開催</li> </ul>

## 障害者基礎調査の概要（案）

### 1 趣旨等

- 市内障害者の状況把握及び第7期名古屋市障害福祉計画の策定など今後の障害保健福祉施策の基礎資料とするため、「障害者基礎調査」を実施するもの。
- 身体・知的・精神・発達障害・高次脳機能障害・難病共通の調査項目で実施。  
(前回:令和元年度に実施)

### 2 調査期間（予定）

令和4年10月より1か月程度

### 3 調査対象者（案）

身体障害者（1～6級） ※視覚障害、聴覚平衡障害、音声障害、 肢体不自由、内部障害の部位別	8,000人	手帳所持者から無作為抽出
知的障害者（1～4度）	2,000人	#
精神障害者（1～3級）	3,000人	ICD-10の大分類で区分し人数に応じた比率数を無作為抽出
発達障害者等	400人	障害福祉サービス利用者（手帳所持者を除く）から無作為抽出
高次脳機能障害者	400人	関係施設・関係団体等に協力依頼
難病等の方	2,000人	特定医療費助成制度受給者から無作為抽出

### 4 調査方法

インターネットを活用した調査及び郵送法（高次脳機能障害者については、関係施設・関係団体等の協力を得て配付又は郵送。回収はウェブ又は郵送。）

### 5 調査項目の概要（案）

区 分	内 容
基本属性	性別、年齢、居住区、障害、手帳等級、障害程度区分など
住まいや暮らしの状況	単身、同居、居住形態など
収入について	収入の種類など
障害福祉サービスの利用状況	サービスの利用状況、満足度、改善要望、将来の希望など
仕事について	就労状況、就労形態、将来の就労希望など
余暇活動	余暇の過ごし方について
金銭・財産管理について	日常の金銭管理者など
災害対策について	災害時の援助者の有無など
障害や障害者への理解について	差別の有無、障害の表記など
自由意見記入	自由記述

※下線部は前回からの変更箇所

## 障害福祉サービス等利用者調査の概要（案）

### 1 趣旨

市内の障害福祉サービス利用者の状況把握及び第7期名古屋市障害福祉計画の策定など今後の障害福祉施策の基礎資料とする。

### 2 調査期間（予定）

令和4年10月より 1か月程度

### 3 調査対象者（案）

障害福祉サービス利用者 約 2,000 人

対 象	人 数	備 考
在宅サービス利用者	約 800 人	障害福祉サービス利用者から無作為抽出
通所施設利用者	約 1,200 人	
入所施設利用者	別途、令和元年度と同様に愛知県と合同でアンケートを実施 ※市内約 1,000 人が対象	

### 4 調査方法

インターネットを活用した調査及び郵送（通所施設利用者については、関係施設の協力を得て配付。回収はウェブ又は郵送。）

### 5 調査項目の概要（案）

区 分	在宅サービス利用者 通所施設利用者
基本属性	性別、年齢、居住区、障害手帳等級、障害支援区分など
住まいの状況	世帯状況、生活の場（居住場所、満足度、将来の希望）、介護者の状況把握
事業者選定	情報の取得方法
サービスの利用状況	相談支援事業、居宅介護、移動支援、短期入所、生活介護など日中活動の場の利用状況、満足度、改善要望など
利用者負担	負担額、負担感
市への要望	自由記述

※下線部は前回からの変更箇所

## 障害者差別解消推進条例の改正

### 1 背景

障害者差別解消法の改正（改正法は令和3年6月に公布され、施行は公布後3年以内の予定）に伴い、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」（以下「条例」とします。）を改正する。

### 2 条例改正が必要な事項

改正された障害者差別解消法では、事業者による合理的配慮の提供を「努力義務」から「義務」と改正しているため、条例でも同様の改正が必要となる。

※改正された障害者差別解消法では、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化もあるが、本市の条例では障害者差別相談センターを既に条例でも位置づけている。

その他、改正後の障害者差別解消法の施行に向けて、国の障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」とします。）の改定も予定されているため、その内容なども踏まえた検討もする。

#### ○障害者差別解消法の改正概要

##### 1 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

##### 2 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

##### 3 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- （1）基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- （2）国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- （3）地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

### 3 改正時期

令和5年度（予定）



#### 4 条例改正に向けたスケジュール

時期	本市の動き (条例改正に向けて)	国の動き (改正法施行に向けて)
令和3年度 6月		改正法の公布(6月4日)
1月	<b>第2回障害者差別解消支援会議</b> ・条例改正に向けた情報共有	基本方針の改定に向けた議論  基本方針の改定案の取りまとめ  令和4年度中に改定後の基本方針を閣議決定
令和4年度 (第1四半期)	<b>第1回障害者差別解消支援会議</b> ・条例改正の検討事項について	
(第2四半期)	<b>第2回障害者差別解消支援会議</b> ・条例改正の方向性について  障害者施策推進協議会、障害者団体連絡会での意見徴取	
(第3四半期)	<b>第3回障害者差別解消支援会議</b> ・条例改正素案について	
(第4四半期)	<b>第4回障害者差別解消支援会議</b> ・条例改正案について	
3月	障害者施策推進協議会 ・条例改正案について	
令和5年度 以降	改正条例の議会への上程  条例施行に向けた周知(条例ガイドブック等の印刷物の更新)  改正条例の施行	事業者における体制整備    改正法の施行 ※公布日(令和3年6月4日)から3年以内に施行

※条例改正に向けた論点整理は障害者差別解消支援会議にて予定(定例では年に2回開催する会議について、条例改正に向けて追加開催を予定)

国の動向により、スケジュールの前後や会議の回数の変更などもあり

## バリアフリー情報の発信について

## 1 趣旨

名古屋のまちの施設や店舗等（以下「施設等」という。）のバリアフリー情報をホームページで発信することで、名古屋を訪れる人や暮らしている人の誰もが安心して出かけられるようにするもの。

また、施設等で独自に取り組む創意工夫も発信し、本事業を通じて、名古屋のまちのバリアフリー化を促進していく。

## 2 事業内容

## (1) 対象施設

下記のうち、ホームページへの掲載を希望する施設  
宿泊施設、観光施設、飲食店等  
(初年度は宿泊施設を対象とし、順次拡大。)

## (2) 発信する情報

バリアフリー法に基づくガイドライン等を参考に、施設等ごとに利用を検討する際に役立つハード面、ソフト面の情報について、写真を交えて掲載。

- (例) ・駐車場、入口、トイレ等の広さや段差、設備  
・車いす等の貸し出し備品、人的支援  
・創意工夫しているバリアフリーに関する取り組み 等

## 3 事業の流れ

- ①対象施設等への周知
- ②対象施設からの応募
- ③応募書類の確認と現地調査
- ④バリアフリー情報掲載会議（仮称）での最終確認
- ⑤ホームページへの掲載

※ホームページ作成・事務局の運営は委託実施。③・④は障害当事者も関与。

## 4 スケジュール

令和4年度 事業者の公募（ホームページ作成・事務局の運営）  
情報掲載基準・調査体制の構築  
対象施設等への周知、調査  
ホームページの作成

令和5年度 公開

## 今後の名古屋市総合リハビリテーションセンターの役割検討に係る懇談会について

## 1 趣 旨

開設後30年が経過し、令和2年度の指定管理制度中間評価において明らかとなった諸課題に対する改善策の検討が必要となってきた。そこで、今後のリハセンの役割を検討するため、各分野の有識者を交えた懇談会を開催し、障害者医療・福祉の一層の充実・向上を図るもの。

## 2 構成員

(各区分ごと委員氏名の五十音順(敬称略))

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	宇都宮 みのり	愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科教授
	小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所
	森田 明理	名古屋市立大学病院 院長代行
医療・福祉 関係者	鵜飼 泰光	愛知県医療法人協会理事
	熊谷 泰臣	愛知県理学療法士会理事
	永田 悦子	名古屋市医師会理事
	吉永 勝訓	成田リハビリテーション病院副院長
障害当事者	浅野 義勇	名古屋市身体障害者福祉連合会理事
	河田 幹子	高次脳機能障害友の会みずほ副理事長
	橋井 正喜	名古屋市視覚障害者協会相談役

## 3 開催日程(予定)

日 程		内 容
第1回	令和4年3月	○ 総合リハビリテーションセンターの現状と課題 ○ 「なごや医療モデル」の概要
第2回	令和4年5月	○ 公的な障害者リハビリテーション施策の中核施設としての役割 ○ 総合的・一体的かつ一貫性のある障害者リハビリテーションの提供
第3回	令和4年6月	○ 障害者リハビリテーションの研究開発 ○ 障害者リハビリテーションを担う人材の養成 ○ 総合リハビリテーションセンターの人材確保 ○ 効率的な病院運営(収支改善)
第4回	令和4年7月	○ 懇談会意見まとめ(確認)

## 障害者基幹相談支援センターの令和2年度実績評価結果等について

### 1 趣旨

障害者基幹相談支援センターの運営状況を点検・評価することにより、センターの業務水準の維持、改善を図り、センター運営の質の向上を目指すもの。

### 2 実施内容

- (1) センターによる自己点検・評価  
「令和2年度障害者基幹相談支援センター事業実施報告書」により実施
- (2) 外部評価  
区自立支援連絡協議会構成員へのアンケートによる評価
- (3) センターへのヒアリング（(1)及び(2)に基づき実施）
- (4) 市の評価（(1)～(3)を踏まえ総合的に評価）

#### 【評価区分1】(1)に関係

◎	計画された業務水準を大きく超える、効果的な独自の取組みを実施するなど、特にめざましい成果があった。
○	計画された業務水準を概ね達成した。 (計画達成率8割以上)
△	計画された業務水準を下回った。 (計画達成率8割未満)
×	計画された業務水準を大きく下回った。 (計画達成率5割未満)

※ 計画された業務水準とは、「運営事業の実施計画」及び「障害者基幹相談支援センター運営計画」の業務水準とする。

#### 【評価区分2】(4)に関係

○	業務水準を満たす。
△	改善を要する。
×	特に改善を要する。

### 3 相談実績、評価結果について

(別紙1)、(別紙2)、(別紙3)のとおり

#### 4 障害者基幹相談支援センター業務の課題検討について

##### (1)趣旨

令和6年度からの長期継続契約に向けて、基幹相談支援センター業務の課題とその対応方針について検討するもの。

##### (2)検討事項

- ・現在障害者基幹相談支援センターへ委託している各事業
- ・その他必要な事項

##### (3)スケジュール

区 分	内 容
R4年度	検討会の設置・開催
R5年度	プロポーザルの実施及び契約候補事業者の選定 ※第7期障害福祉計画策定年度
R6年度	次期長期継続契約開始

# 令和2年度基幹相談支援センター相談実績

(別紙1)

## 1 相談件数の推移

(件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問	17,252	16,299	17,059
外来	39,319	38,887	43,544
計	56,571	55,186	60,603

## 2 相談者数の推移

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害者	20,484	19,457	21,374
障害児	1,410	1,338	1,645
(うち新規)	(2,864)	(3,067)	(3,195)
計	21,894	20,795	23,019

## 3 相談者数の推移(障害種別)

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障害	3,973	3,429	3,823
重症心身障害	145	124	101
知的障害	6,950	6,288	6,235
精神障害	9,596	9,960	11,485
発達障害	983	893	940
高次脳機能障害	277	240	245
難病	114	101	95
その他	692	808	844

※障害種別欄について重複障害の場合は複数計上

※「その他」は手帳不所持等の方

# 令和2年度基幹相談支援センター一点検・評価結果

(別紙2)

千種区

社会福祉法人千種福祉会

評価項目	自己評価	市の評価
総合相談	◎	○
処遇困難な障害者(児)への相談支援	◎	○
地域環境づくり	○	○
人材育成	◎	○
地域移行・地域定着支援	○	○
権利擁護	○	○
苦情受付などの対応	◎	○
精神障害者地域活動支援事業	○	○
総合評価	—	○

資格取得状況	
相談支援専門員	7
社会福祉士	4
精神保健福祉士	8
介護支援専門員	0
介護福祉士	1
その他	0

## 【特記事項】

・総合相談については、相談員一人ひとりが自身の経験を積みながら相談者と向き合って支援をつなげることができた。

・処遇困難な障害者(児)への相談支援については、なかなか支援につながらないケースや瞬間的に関係機関との連絡・調整が必要なケースに日々対応した。また、計画事業所の相談員が対応するケースについてのフォローも行うことができた。

・区内の相談支援事業者の人事育成については、コロナ禍のため部会の開催等限られていたが、個々のケース対応で一緒に動きながら力をつけてもらうよう対応した。

・苦情受付については、相談者からの相談を丁寧に聞き取り、早期に対応するように常に心がけた。また、苦情の内容に含まれている困りごとや希望する生活も聞き取り、必要な支援につなげることができた。

## 【独自の取組み等】

・自立支援連絡協議会のホームページを作成・一般公開した。また、千種区障がい福祉オンラインフェスタをYouTubeで公開したり、インスタグラムやツイッターでの発信などSNSを活用した情報発信を行った。

東区

東区障害者基幹相談支援事業コンソーシアム

評価項目	自己評価	市の評価
総合相談	○	○
処遇困難な障害者(児)への相談支援	○	○
地域環境づくり	○	○
人材育成	○	○
地域移行・地域定着支援	○	○
権利擁護	○	○
苦情受付などの対応	○	○
精神障害者地域活動支援事業	○	○
総合評価	—	○

資格取得状況	
相談支援専門員	6
社会福祉士	9
精神保健福祉士	7
介護支援専門員	0
介護福祉士	4
その他	0

【特記事項】

・福祉サービス利用援助や社会生活力を高めるための支援、専門機関への紹介などは基本的な取組み方法が構築されてきているが、社会資源や地域資源の活用については相談員個人の力量で行われていたため、フォーマルな資源だけでなくインフォーマルな資源の情報共有や活用方法等について理解を深めるなど、相談支援の質を向上させる取組みが必要である。

【独自の取組み等】

・自立支援連絡協議会では、コロナ禍の中、夏頃からオンラインでの会議開催を始め、ネットワークの構築を図った。

・緊急事態宣言中に区内事業所を対象に実態調査を行い、そこで明らかになった課題（福祉製品販売の不振等）に対して対策を検討する中で、高校生の障害理解を進める取組みに繋げることができた。



## 北区

## 社会福祉法人共生福祉会

評価項目	自己評価	市の評価
総合相談	○	○
処遇困難な障害者 (児)への相談支援	○	○
地域環境づくり	○	○
人材育成	○	○
地域移行・ 地域定着支援	○	○
権利擁護	○	○
苦情受付などの 対応	○	○
精神障害者地域 活動支援事業	◎	○
総合評価	—	○

資格取得状況	
相談支援専門員	8
社会福祉士	4
精神保健福祉士	4
介護支援専門員	1
介護福祉士	1
その他	1

## 【特記事項】

・精神障害者地域活動支援事業について、他区の精神Ⅰ型事業所と情報共有し、コロナ禍においても変わらない居場所提供を継続できた。

## 【独自の取組み等】

・障害の枠にとらわれない重層的な支援が行えるよう法人内の機関（自立センター・居住支援法人等）や他機関との連携を重視した取組み（毎月の関係機関の調整会議、地域巡回相談）を行っている。

西区

西区障害者基幹相談支援センター

評価項目	自己評価	市の評価
総合相談	◎	○
処遇困難な障害者(児)への相談支援	◎	○
地域環境づくり	○	○
人材育成	◎	○
地域移行・地域定着支援	○	○
権利擁護	△	○
苦情受付などの対応	○	○
精神障害者地域活動支援事業	△	○
総合評価	—	○

資格取得状況	
相談支援専門員	6
社会福祉士	5
精神保健福祉士	5
介護支援専門員	1
介護福祉士	4
その他	2

【特記事項】

- ・総合相談については、コロナ禍で病院面談やグループホーム見学や体験ができない中でも退院支援を多く行うことができた。
- ・処遇困難な障害者(児)への相談支援については、区の複合的な福祉課題支援協議会の中で他機関連携を行い、行政の協力も得てケースに対応することができた。
- ・人材育成については、相談支援事業所等に対して、コロナ禍の中オンラインで研修できる機会を多く提供した。また、10月から相談支援事業所を訪問して事例検討会を実施し、ケース共有とアドバイスをを行うなど不安解決やスキルアップを図った。
- ・権利擁護については、事業所向けの研修は行っているが、地域の一般の方への啓発には至らなかった。
- ・コロナ禍でも実現可能な活動は実施できたが、制約のある状況下でもできることを増やすことが課題である。

【独自の取組み等】

- ・区で始まった複合的な福祉課題支援協議会や難病患者地域支援ネットワーク会議、その他の研修や懇談会等を通じて、行政や関係機関との連携を深めることができた。

中村区

中村区名身連・親愛の里共同事業体

評価項目	自己評価	市の評価
総合相談	○	○
処遇困難な障害者(児)への相談支援	○	○
地域環境づくり	○	○
人材育成	○	○
地域移行・地域定着支援	○	○
権利擁護	○	○
苦情受付などの対応	○	○
精神障害者地域活動支援事業	○	○
総合評価	—	○

資格取得状況	
相談支援専門員	7
社会福祉士	5
精神保健福祉士	6
介護支援専門員	2
介護福祉士	3
その他	2

【特記事項】

・コロナ禍で事業の縮小や変更をせざるを得ず計画に基づく企画実施は困難であったが、コロナ禍でもできることを検討して啓発などに取り組んだ。

【独自の取組み等】

・自立支援連絡協議会においては、コロナ禍でもできる啓発事業として、事業所紹介動画のYoutube公開、なごみんクイズラリーの実施、啓発グッズや精神障がい啓発用Cフレットの作成等を関係機関と合同・協力して行った。

・精神障害の障害理解の普及啓発として、区内にモデル学区を選定し、民生委員児童委員協議会での講演・意見交換や地域支え合い事業の会合でのピアサポーター体験談・座談会を実施した。

中区

社会福祉法人むつみ福祉会

評価項目	自己評価	市の評価
総合相談	○	○
処遇困難な障害者(児)への相談支援	○	○
地域環境づくり	○	○
人材育成	○	○
地域移行・地域定着支援	○	○
権利擁護	○	○
苦情受付などの対応	○	○
精神障害者地域活動支援事業	○	○
総合評価	—	○

資格取得状況	
相談支援専門員	6
社会福祉士	6
精神保健福祉士	6
介護支援専門員	0
介護福祉士	1
その他	2

【特記事項】

- ・予知通りのイベント開催ができないことは多かったが、大きなトラブルはなく運営できた。また、コロナウイルス対策について検討し、協議会で課題共有ができた。

【独自の取組み等】

- ・新規事業所には、必ず職員が訪問して状況を確認し、区内の社会資源の把握を行った。また、月1回の自立支援連絡協議会相談支援部会では、必要に応じて地域の社会資源の事業者から直接説明をってもらうなどして、地域の社会資源の情報提供に努めた。
- ・普及啓発として、コロナ禍でイベント開催ができない状況となる中、地域のアイドルグループとコラボして障害者スポーツ紹介動画を作成するなど、地域の方へ障害理解について広く啓発できるように努めた。

昭和区

昭和区基幹相談支援コンソーシアム

評価項目	自己評価	市の評価
総合相談	○	○
処遇困難な障害者(児)への相談支援	○	○
地域環境づくり	○	○
人材育成	○	○
地域移行・地域定着支援	○	○
権利擁護	△	○
苦情受付などの対応	△	○
精神障害者地域活動支援事業	△	○
総合評価	—	○

資格取得状況	
相談支援専門員	8
社会福祉士	3
精神保健福祉士	5
介護支援専門員	1
介護福祉士	4
その他	0

【特記事項】

- ・権利擁護については、関係者間での会議を開催することはできたが、事業所への啓発等ができていない状況であった。
- ・苦情受付については、苦情申立者への対応は行うことはできたが、当該事業所側へのアプローチが不足していた。
- ・精神障害者地域活動支援事業については、コロナ禍で思うような運営ができず、利用者から求められている内容を提供することができなかった。

【独自の取組み等】

- ・自立支援連絡協議会活動活発化のため、各々の目的に合わせて参加できるよう部会の再編を行った。下半期はコロナ禍により集合での開催が困難だったが、オンラインで部会を開催し連携の強化を図った。
- ・自立支援連絡協議会で、65歳問題に関していきいき支援センターや地域のケアマネジャーと合同で事例検討会を行った。地域のケアマネジャーと交流の機会を持たせたことで、65歳を迎える障害者の支援のきっかけを作ることができた。

評価項目	自己評価	市の評価
総合相談	◎	○
処遇困難な障害者 (児)への相談支援	◎	○
地域環境づくり	◎	○
人材育成	◎	○
地域移行・ 地域定着支援	◎	○
権利擁護	◎	○
苦情受付などの 対応	◎	○
精神障害者地域 活動支援事業	◎	○
総合評価	—	○

資格取得状況	
相談支援専門員	9
社会福祉士	4
精神保健福祉士	3
介護支援専門員	0
介護福祉士	1
その他	1

## 【特記事項】

・コロナ禍において、職員・利用者の感染防止と業務遂行の両立を図り、地域における役割を果たすことを目指した。その中で積極的にICT活用を行ったことが協議会運営や地域の事業所とのネットワークの維持、普及啓発の新たな取組みにつながった。

## 【独自の取組み等】

・自立支援連絡協議会では、早期にICT活用に着手し、オンラインでの会議開催やSNSを活用しての情報発信等を行った。また、障害者の地域生活を紹介する動画を作成してWeb公開することで、地域向けの啓発活動を行った。

・地域全体の支援力向上のため、相談支援事業所をはじめとする障害福祉サービス事業所の後方支援を意識して取組みを行った。

熱田区

熱田区名身連・親愛の里共同事業体

評価項目	自己評価	市の評価
総合相談	○	○
処遇困難な障害者(児)への相談支援	○	○
地域環境づくり	○	○
人材育成	○	○
地域移行・地域定着支援	○	○
権利擁護	○	○
苦情受付などの対応	○	○
精神障害者地域活動支援事業	○	○
総合評価	—	○

資格取得状況	
相談支援専門員	5
社会福祉士	3
精神保健福祉士	5
介護支援専門員	1
介護福祉士	2
その他	1

【特記事項】

・今までの啓発活動は人が集うことが基盤となっていたこと、体験するという行為も安定した世の中があってこそという現実と直面した。動きを止めないために何が出来るか検討を行っていく。

【独自の取組み等】

・コロナ禍の中、自立支援連絡協議会の活性化のため、年2回発行だった「地域だより」を毎月発行に変更して情報発信を行った。

・障害に対する理解促進のため、社会情勢の状況を見ながらサロンや火曜市等の啓発活動を行った。

中川区

社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会

評価項目	自己評価	市の評価
総合相談	○	○
処遇困難な障害者 (児)への相談支援	○	○
地域環境づくり	○	○
人材育成	○	○
地域移行・ 地域定着支援	○	○
権利擁護	○	○
苦情受付などの 対応	○	○
精神障害者地域 活動支援事業	○	○
総合評価	—	○

資格取得状況	
相談支援専門員	9
社会福祉士	7
精神保健福祉士	3
介護支援専門員	0
介護福祉士	5
その他	1

【特記事項】

・コロナ禍により予定していた地域課題への取組み等が行えなかったが、数年間地道に取り組んできた様々な分野との連携は継続できた。

【独自の取組み等】

・自立支援連絡協議会においては、西ブロック連絡会や四区合同相談支援事業所学習会、障害福祉分野以外の専門機関との勉強会等、区や分野の枠組みを越えた連携のための取組みができた。

・当年度から地域の事業所の製品販売を行う「はばたんマルシェ」の定期開催を開始し、地域事業とのネットワーク構築を行うことができた。



## 港区

## 港区障害者基幹相談支援センター

評価項目	自己評価	市の評価
総合相談	○	○
処遇困難な障害者 (児)への相談支援	◎	○
地域環境づくり	△	○
人材育成	○	○
地域移行・ 地域定着支援	○	○
権利擁護	○	○
苦情受付などの 対応	○	○
精神障害者地域 活動支援事業	○	○
総合評価	—	○

資格取得状況	
相談支援専門員	8
社会福祉士	4
精神保健福祉士	6
介護支援専門員	2
介護福祉士	2
その他	0

## 【特記事項】

・処遇困難な障害者（児）への相談支援については、各関係機関からの相談等に積極的に関わって一緒に動くことで、お互いに連携しやすい関係づくりができた。

・地域環境づくりについては、コロナ禍で自立支援連絡協議会の会議や研修会、地域に出向いての活動はほとんどできなかった。

## 【独自の取組み等】

・自立支援連絡協議会の普及啓発活動として、「あなたと私の架け橋宅急便」（出張講座）を通じて、学校の保護者や民生委員等へ障害福祉に関する情報提供を行った。

・コロナ禍で地域活動支援センター（精神Ⅰ型）での普及啓発活動が進まない中、今後の普及啓発活動についてメンバー間で毎月1回話し合いを行い、地域の方向けの活動紹介の新聞を次年度から発行することとなった。

南区

名古屋市南区障害者基幹相談支援センターコンソーシアム

評価項目	自己評価	市の評価
総合相談	○	○
処遇困難な障害者(児)への相談支援	○	○
地域環境づくり	◎	○
人材育成	○	○
地域移行・地域定着支援	○	○
権利擁護	◎	○
苦情受付などの対応	○	○
精神障害者地域活動支援事業	○	○
総合評価	—	○

資格取得状況	
相談支援専門員	7
社会福祉士	6
精神保健福祉士	3
介護支援専門員	1
介護福祉士	4
その他	0

【特記事項】

・地域環境づくりについては、「チーム8050」「虐待差別解消困難事例会議」への参画や「包括的相談支援体制構築のためのモデル事業」を通じて、行政や関係機関と連携することにより、安心して相談できる支援体制ができた。

・権利擁護については、行政や関係機関と密に連絡を取り、ネットワーク会議を重ねることで、感情的ではない、根拠を持った対応の検討を重ねることができた。

【独自の取組み等】

・区内の相談支援事業者の相談員のスキルアップのため、「子どものころからの意思決定支援」「地域共生社会の実現に向けて」「事例検討の方法について」「地域生活支援拠点について」等についてオンライン研修を実施した。

守山区

守山区障害者基幹相談支援共同事業体

評価項目	自己評価	市の評価
総合相談	○	○
処遇困難な障害者(児)への相談支援	○	○
地域環境づくり	○	○
人材育成	○	○
地域移行・地域定着支援	○	○
権利擁護	○	○
苦情受付などの対応	○	○
精神障害者地域活動支援事業	○	○
総合評価	—	○

資格取得状況	
相談支援専門員	7
社会福祉士	5
精神保健福祉士	5
介護支援専門員	4
介護福祉士	2
その他	2

【特記事項】

・一般相談においてアウトリーチを基本に迅速かつ的確な対応できた。また地域内のネットワーク活動が停滞しないよう、インターネットを活用し、社会資源の情報提供に取り組めた。

【独自の取組み等】

・コロナ禍のため、自立支援連絡協議会で例年開催していた取り組みに替わるものとして、事業所紹介動画の制作・配布や情報誌「もりもり」の改訂を行うとともに、SNSを活用した資源情報の周知を行った。

・関係機関と協同でこころのボランティア講座合同誌「KOYORI」を作成し、北ブロック圏域の行政機関や医療機関、守山区内の事業所に配布し、障害理解の普及啓発に取り組んだ。

緑区

障害者相談支援センターみどり

評価項目	自己評価	市の評価
総合相談	○	○
処遇困難な障害者(児)への相談支援	◎	○
地域環境づくり	○	○
人材育成	○	○
地域移行・地域定着支援	○	○
権利擁護	○	○
苦情受付などの対応	○	○
精神障害者地域活動支援事業	○	○
総合評価	—	○

資格取得状況	
相談支援専門員	8
社会福祉士	7
精神保健福祉士	8
介護支援専門員	3
介護福祉士	1
その他	0

【特記事項】

・ 処遇困難な障害者(児)への相談支援については、虐待見守りや世帯全体の複雑事例、触法事例において、行政機関、専門機関を始め多様な関係者と連携し、経験を積み重ねる中でネットワークが深まってきている。

【独自の取組み等】

・ 地域生活拠点事業所と定期で会議を開催して情報共有や協議を行うとともに、地域生活拠点事業所に自立支援連絡協議会の運営委員会に参画してもらうことで、地域の体制づくりの強化に努めた。

・ 自立支援連絡協議会の研修会及び各部会での課題に応じた各種学習会を活発に行うことで、日常的な連携につなげることができた。

評価項目	自己評価	市の評価
総合相談	○	○
処遇困難な障害者（児）への相談支援	◎	○
地域環境づくり	○	○
人材育成	◎	○
地域移行・地域定着支援	○	○
権利擁護	◎	○
苦情受付などの対応	◎	○
精神障害者地域活動支援事業	○	○
総合評価	—	○

資格取得状況	
相談支援専門員	6
社会福祉士	2
精神保健福祉士	3
介護支援専門員	0
介護福祉士	4
その他	1

【特記事項】

- ・ 処遇困難な障害者（児）への相談支援については、処遇困難な対応から基幹センターで得たものを計画相談事業者に還元することで対応の手助けとなることができた。
- ・ 人材育成については、区内の相談支援事業所とLINEグループを開設し、タイムリーな情報発信を行うなど、ネットワークの構築を図った。
- ・ 権利擁護について、自立支援連絡協議会で専門部会を設け意識向上に努めるとともに、区と共同で知的・発達障害疑似体験のDVDを作成して障害理解や権利擁護の啓発に努めた。
- ・ 苦情受付などの対応については、双方の話を必ず聞くように心がけて解決に向けて取り組むことで一定の役割を果たすことができた。

【独自の取組み等】

- ・ コロナ禍でのZOOMの導入やホームページの運用を積極的に行い、対面式でなくてもできることの準備を整えた。

天白区

天白区障害者基幹相談支援センターコンソーシアム

評価項目	自己評価	市の評価
総合相談	○	○
処遇困難な障害者(児)への相談支援	◎	○
地域環境づくり	△	○
人材育成	○	○
地域移行・地域定着支援	○	○
権利擁護	○	○
苦情受付などの対応	○	○
精神障害者地域活動支援事業	△	○
総合評価	—	○

資格取得状況	
相談支援専門員	6
社会福祉士	3
精神保健福祉士	4
介護支援専門員	1
介護福祉士	2
その他	1

【特記事項】

- ・ 処遇困難な障害者(児)への相談支援については、多くの関係機関と連携して本人の支援に取り組むことができた。また、相談員が一人で抱え込まないよう協同して支援する体制づくりに努めた。
- ・ 地域環境づくりについては、コロナ禍で交流会の機会が減ってしまった。
- ・ 精神障害者地域活動支援事業については、コロナ禍でプログラム活動や地活の運営に変更があり、目標としていた一部の計画が達成できなかった。

【独自の取組み等】

- ・ 自立支援連絡協議会の実行委員で企画する「顔のみえるアート展てんぱく」は、事業所での展示のほか、駅構内の展示会場や公共施設、地域のカフェで展示したり、Web上で展示が見られるようにして、地域の方への障害理解の普及啓発に努めた。

## 基幹相談支援センター各区協議会アンケート結果

(令和3年7月実施)

質問1 障害者基幹相談支援センターに相談したことはありますか。

質問2 相談したときの障害者基幹相談支援センターの対応はいかがでしたか。

センター名	質問1	質問2
	あると答えた割合	良かったと答えた割合
千種区障害者基幹相談支援センター	60.0%	66.7%
東区障害者基幹相談支援センター	75.0%	100.0%
北区障害者基幹相談支援センター	73.7%	75.0%
西区障害者基幹相談支援センター	51.7%	93.3%
中村区障害者基幹相談支援センター	54.8%	78.3%
中区障害者基幹相談支援センター	59.1%	84.6%
昭和区障害者基幹相談支援センター	68.8%	72.7%
瑞穂区障害者基幹相談支援センター	71.4%	100.0%
熱田区障害者基幹相談支援センター	58.3%	100.0%
中川区障害者基幹相談支援センター	67.7%	90.5%
港区障害者基幹相談支援センター	78.6%	90.9%
南区障害者基幹相談支援センター	67.6%	73.9%
守山区障害者基幹相談支援センター	61.5%	83.3%
緑区障害者基幹相談支援センター	72.4%	71.4%
名東区障害者基幹相談支援センター	53.1%	82.4%
天白区障害者基幹相談支援センター	80.0%	75.0%
全区平均	64.4%	83.8%

【資料】令和4年3月  
障害者施策推進協議会資料  
健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課  
(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等を対象に「臨時特別給付金」が市町村を通して支給されます。

本市では地域ケア推進課（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当）において支給の準備を進めるとともに、併せて事業の周知に努めているところです。

つきましては、障害者施策推進協議会の皆様にも事業のご案内をいたしたく、別添のとおりチラシをお送りいたします。お問合せがございましたら、名古屋市臨時特別給付金コールセンターをご案内いただければと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

名古屋市臨時特別給付金コールセンター  
T e l : 0 5 0 - 3 1 3 5 - 3 2 6 0  
F a x : 0 5 2 - 2 2 8 - 2 7 7 4  
E-mail: kyufukin@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp  
平日のみ：午前9時～午後5時

健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課  
(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当)



# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の「臨時特別給付金」を支給します。

## 支給額

1世帯あたり10万円（1回限り）

## 対象となる世帯 (主な対象要件)

### 令和3年度住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において名古屋市に住民登録があり、世帯全員が令和3年度分の住民税（均等割）が非課税である世帯

※令和3年度分の住民税（均等割）が課税されている方の税法上の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。

→支給手続きの方法は裏面Ⅰへ

### 家計急変世帯

申請時点において名古屋市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯

※令和3年度分の住民税（均等割）が課税されている方の税法上の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。

#### 【住民税非課税相当の例】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したこと	+	令和3年1月以降の任意の1か月収入	
↓			
年収換算 (×12月)			≦
単身又は扶養親族がいない場合			100.0万円
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合			156.0万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合			205.7万円
障害者・寡婦・ひとり親の場合			204.3万円

※詳しくは、名古屋市臨時特別給付金コールセンターへお問い合わせください。

→支給手続きの方法は裏面Ⅱへ

## 受給者

世帯主の方に支給します。

原則、令和2年度特別定額給付金の際の振込口座への振込となります。

(名古屋市が口座情報を把握していない場合は、振込口座を確認書等に記入いただく必要があります。)

# 支給手続きの方法

## I 令和3年度住民税非課税世帯【受付期限：令和4年5月31日(火)】

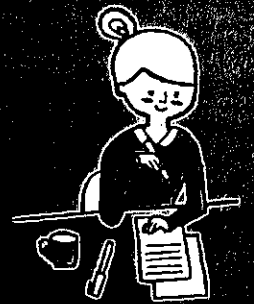
〔市〕対象となる世帯に、名古屋市から給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付



〔支給対象世帯の方〕確認書に必要事項を記入し、郵送で提出



〔市〕審査のうえ、口座振込



## II 家計急変世帯【受付期限：令和4年9月30日(金)】

〔支給対象世帯の方〕家計が急変したことを名古屋市臨時特別給付金コールセンターに申出



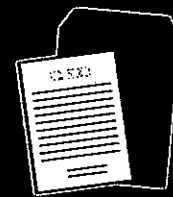
〔市〕名古屋市から申請書を支給対象世帯に送付



〔支給対象世帯の方〕本人確認書類や収入額が確認できる書類等とともに、申請書を郵送で提出



〔市〕審査のうえ、口座振込



〔注意〕新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請するなど、不正に受給した場合は、詐欺罪に問われる可能性があります。

## ● お問い合わせ先

名古屋市臨時特別給付金  
コールセンター

☎ 050-3135-3260

受付時間

平日のみ：午前9時～午後5時

※2月7日(月)～3月6日(日)は以下のとおり時間を延長します。  
平日：午前9時～午後7時30分 土日祝日：午前9時～午後5時

※電話番号のおかけ間違いのないようご注意ください。

※お問い合わせが集中し、コールセンターがつながりにくい場合があります。その場合は、お手数ですが、時間帯や日にちを変えておかけ直しいただけますようお願いいたします。

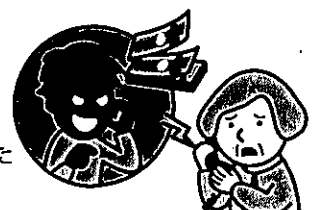
※FAXでのお問い合わせも受け付けています。FAX番号 052-228-2774



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

ご自宅や職場等に、市役所や区役所(支所)、または愛知県や国(の職員)等をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。



## 名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募について

## (1) 目的

公募によりできるだけ多くの方が使用できる昇降技術を募り実用化することで、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を実現

## (2) 概要

区分	内容
求める昇降技術	大天守の内部を垂直に昇降する技術、大天守の階段を直接昇降する技術、外部から直接大天守1階以上に入城できる技術等、幅広く技術を募集
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大天守の柱、梁を傷めないこと</li> <li>・少なくとも大天守1階に昇降できることとし、可能な限り上層階まで昇ることができること</li> </ul>
公募への高齢者、障害者等の参画	令和2年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正において、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずることとされた趣旨を鑑み、提案された昇降技術に対し、高齢者、障害者等からの意見を踏まえ、昇降技術の選定を実施
審査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な分野の有識者である評価員が、提案された昇降技術に対して、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施</li> <li>・評価員は、事前に定めた審査基準に沿って評価を行い、その評価に基づいて昇降技術を選定</li> </ul>

## (3) 今後の進め方

公募により昇降技術を選定し、その選定内容を含めた木造天守全体のバリアフリーの方針を、復元計画に反映

※復元計画…豊富な史資料と遺構の詳細な調査から内部空間の構成、構造・意匠の細部に至るまで史実に忠実な復元原案を作成した上で、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」に示された配慮事項である防災上の安全性や基礎構造に加えて、バリアフリーを反映し作成するもの

(4) 公募スキームの変更内容

区分	令和2年度当初	変更後(案)
考え方	竣工時期の見通しを立てた上で令和2年度に公募開始	復元検討委員会に向けた全体計画に必要な復元計画にバリアフリーの方針を反映するため、準備が整い次第公募開始
公募スキーム	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> </div> <div style="flex: 0.2; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">公募期間 (約1年9か月)</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> </div> <div style="flex: 0.2; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">公募期間 (約9か月)</div> <div style="flex: 0.5; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">バリアフリーの方針を復元計画に反映</div> </div>